

建設マスター、建設ジュニアマスターについて

優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）

- 「ものづくり」に直接従事している建設技能者の中から、特に優秀な技術・技能を持ち、後進の指導・育成に多大な貢献をしている方を国土交通大臣が顕彰するもの。
- 「ものづくり」に携わる方の誇りと意欲を増進させるとともに、その社会的評価の向上を図ることを目的とする。

＜制度概要＞

- 対象
建設現場において工事施工に直接従事している個人

- 要件
 - ①建設現場業務に20年以上直接従事
 - ②年齢40歳以上65歳以下
(相当の理由がある場合に限り、35歳以上40歳未満及び66歳以上の方も対象)
 - ③自己の責任に関する無事故期間が3年以上

○顕彰基準

- ①技術・技能が優秀であること
- ②工事施工の合理化等に貢献していること
- ③後進の指導育成に努めていること
- ④安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範となっていること

○選考方法

都道府県知事、建設業者団体の長又は地方整備局長等からの推薦を受けた方を審査委員会において選考

＜被顕彰者数＞

- 合計人数
12,864人（平成4年度～令和6年度）

- 直近3年間
 - 452人（第33回・令和6年度）
 - 459人（第32回・令和5年度）
 - 487人（第31回・令和4年度）

青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰（建設ジュニアマスター）

- 技術・技能が優秀であり、将来一層の活躍が期待される方を不動産・建設経済局長が顕彰するもの。
- 建設マスターに達するまでの技能の向上のインセンティブを与えるとともに、建設技能者のキャリアアップステージの強化を図ることを目的とする。

＜制度概要＞

- 対象
建設現場において工事施工に直接従事している個人

- 要件
 - ①建設現場業務に10年以上直接従事
 - ②年齢39歳以下
(相当の理由がある場合に限り、40歳以上の方も対象)
 - ③自己の責任に関する無事故期間が3年以上

○顕彰基準

- ①技術・技能が優秀であること
- ②工事施工の合理化等に貢献していること
- ③将来その活躍が一層期待されること
- ④安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範となっていること

○選考方法

建設業者団体の長からの推薦を受けた方を審査委員会において選考

＜被顕彰者数＞

- 合計人数
1,103人（平成27年度～令和6年度）
- ※ジュニアマスターは平成27年度に新設

- 直近3年間
 - 121人（第10回・令和6年度）
 - 121人（第9回・令和5年度）
 - 106人（第8回・令和4年度）